

# 府中市立公園条例

平成14年3月18日

条例第6号

## (目的)

第1条 この条例は、市立公園の設置、管理等について必要な事項を定め、市立公園の健全な発達と利用の適正化を図り、市民の福祉の増進と生活文化の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市立公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する都市公園及び同項に規定する都市公園以外の公園又は緑地（当該公園又は緑地に設ける公園施設に準ずる施設を含む。）で、市立のものをいう。

(2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

## (都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

## (市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の3 市の区域内の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

## (市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の4 市が次の各号に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園  
街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その規模は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その規模は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その規模は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園 容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその規模を定めること。

2 主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその規模を定めるものとする。

(市立公園の設置、変更、廃止等)

第3条 市長は、市立公園を設置するときは、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を告示する。

2 市長は、市立公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は市立公園を廃止するときは、当該市立公園の名称、位置及び変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示する。

3 市立公園の名称及び位置は、規則で定める。

(適用除外)

第4条 この条例の規定（第7条の2の規定を除く。）は、府中市教育委員会が所管する公園施設については、適用しない。

(使用の禁止又は制限)

第5条 市長は、市立公園の管理のため必要があると認めるときは、市立公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(行為の禁止)

第6条 市立公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は滅失すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物若しくは土石類を採取すること。
- (3) 営利を目的として物品を販売し、又は頒布すること。
- (4) 広告又は宣伝をすること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市立公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(行為の制限)

第7条 市立公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 業として写真撮影又は映画撮影をすること。
  - (2) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために市立公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- 2 市長は、市立公園の管理上支障がないと認めるときに限り、前項の許可を与えることができる。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第7条の2 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例

で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(市長以外の者の公園施設の設置等)

第8条 市長以外の者が市立公園に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。

- ア 申請者の氏名及び住所
- イ 公園施設を設けようとする市立公園の名称及び位置
- ウ 設置の目的、期間及び場所
- エ 公園施設の構造、規模及び外観
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 公園施設の設置工事の実施方法及び期間
- キ その他市長が必要と認める事項

- (2) 公園施設を管理しようとするとき。

- ア 申請者の氏名及び住所
- イ 管理する公園施設の存する市立公園の名称及び位置
- ウ 管理の目的及び期間
- エ 管理する公園施設
- オ 管理の方法
- カ その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、市立公園に設ける公園施設で、自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認めるものに限り、前項の許可を与えることができる。

- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、

次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 変更する事項及び理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 第1項の規定による市長以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、10年を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(市立公園の占用)

第9条 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）を設けて市立公園を占用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 占用に係る市立公園の名称及び位置
- (3) 占用の目的、期間、場所及び面積
- (4) 占用物件の名称、構造、種類及び数量
- (5) 占用物件に係る工事の実施方法及び期間
- (6) 占用物件の管理の方法
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、占用物件が法第7条各号に掲げるものに該当し、市立公園の管理上支障を及ぼさず、かつ、公益上必要やむを得ないと認めるときに限り、前項の許可を与えることができる。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項を記載した申請書を市長に提出して、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造及び外観を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え

4 第1項の規定による市立公園の占用の期間は、10年を超えることができな

い。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(許可の条件)

第10条 市長は、第7条第1項、第8条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可（第14条において「使用等の許可」という。）に際し、市立公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(使用料)

第11条 市長は、第7条第1項並びに第9条第1項及び第3項の許可に際し、使用料を徴収するものとする。

2 前項の使用料の額は、府中市行政財産使用料条例（昭和39年4月府中市条例第18号）第2条の規定により算出した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、納期を定めることができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(権利譲渡の禁止)

第14条 使用等の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは市立公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは市立公園の占用を廃止したときは、直ちに市立公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の原状回復に要する費用は、使用者の負担とする。

3 市長は、第1項ただし書の規定による原状に回復することが不適當な場合の

措置について、必要な指示をすることができる。

(遊具使用料)

第16条 公園施設に属する遊具の使用料は、規則で定める。

(損害賠償の義務)

第17条 公園施設を損傷し、又は滅失した者は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(免責)

第18条 市立公園を利用する者が、市の責めによらない理由により損害を受けたときは、市は、その賠償の責めを負わない。

(監督処分)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは市立公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 市立公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 市立公園の保全又は公衆の市立公園の使用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 市立公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(届出)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 使用者が公園施設の設置又は市立公園の占用に関する工事に着手し、又はその工事を完了したとき。

- (2) 使用者が氏名又は住所を変更したとき。
- (3) 使用者が公園施設の設置若しくは管理又は市立公園の占有を廃止したとき。
- (4) 使用者が第15条の規定により市立公園を原状に回復したとき。
- (5) 前条の規定により必要な措置を命ぜられた者が当該措置を完了したとき。

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定による禁止又は制限に違反して市立公園を使用した者
- (2) 第6条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第7条、第8条又は第9条の規定に違反して市立公園において第7条第1項各号に掲げる行為のいずれかをし、公園施設を設け、若しくは管理し、又は市立公園を占有した者
- (4) 第14条の規定に違反して権利を譲渡し、又は転貸した者
- (5) 第19条の規定による命令に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(府中市都市公園条例の廃止)

2 府中市都市公園条例（昭和52年10月府中市条例第20号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に設置されている都市公園は、この条例により設置された都市公園とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみ



なす。

- 5 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づく許可を受けている者の使用料については、その許可の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成21年6月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月19日条例第14号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。